**住吉児童センターでの昼食時の利用について**

土曜日や長期休業、学校行事の振替休日に午前中から児童センターを利用し、お昼にやむを得ない理由で一時帰宅ができない場合のみ、昼食を摂ることを許可しています。下記の留意事項をご確認の上、「児童センターの昼食時利用申出書」の提出をお願いします。尚、利用児童１人に１枚提出してください。

【留意事項】

１．児童センターは、開館が午前10時、閉館が午後５時30分ですが、午前中からの利用者は12時に一旦帰宅することを原則としています。ただし、一旦帰宅することが困難な児童については、児童センター内での昼食を認めますが、昼食は保護者が責任を持って準備してください。特に暑い時期には弁当が傷まないようにご配慮ください。

２．児童センターは、児童クラブのようにお子さんをお預かりする施設ではありません。基本的には自由来館・自由退館の施設であることをご理解ください。

き　り　と　り

**児童センターの昼食時利用申出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

宮崎市住吉児童センターを昼食時に利用したいので申し出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児　童　氏　名 | 学　校　名 | 学年 |
|  | 小学校  中学校  高等学校 | 年 |
| 保　護　者　氏　名 | 地　区　名 | |
|  |  | |
| 児童館を昼食時に利用する理由 | | |
|  | | |